

災害時における支援協力に関する協定書

久喜市とイオンリテール株式会社とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合において、久喜市からイオンリテール株式会社に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(物資協力要請)

第2条 久喜市は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、イオンリテール株式会社の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

(協力の実施)

第3条 イオンリテール株式会社は、久喜市から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

(物資の範囲)

第4条 久喜市がイオンリテール株式会社に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、イオンリテール株式会社が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、久喜市が指定する物資

(要請の方法)

第5条 久喜市が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書（様式第1号）をもってイオンリテール株式会社に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の運搬は、久喜市の指定する場所に、イオンリテール株式会社において搬送するものとし、久喜市は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。
2 久喜市は、物資を確認後、速やかに出荷確認書（様式第2号）をイオンリテール株式会社に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 イオンリテール株式会社が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、久喜市が負担するものとする。
2 久喜市は前項に基づく請求があったときには、イオンリテール株式会社に対し30日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(避難場所の提供)

第9条 イオンリテール株式会社は災害時において、イオンリテール株式会社が管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

(連絡窓口)

第10条 久喜市が提供を要請するイオンリテール株式会社が管理する施設及び店舗は次に掲げる施設をいう。久喜市及びイオンリテール株式会社は、災害時等に即応するための連絡体制を相互に整えるほか、連絡体制表を作成するものとする。

イオンリテール株式会社が管理する施設及び店舗	施設名	イオンスタイル南栗橋
	所在地	埼玉県久喜市南栗橋8-2-1

2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

(改正又は廃止)

第11条 この協定の改正又は廃止は、久喜市又はイオンリテール株式会社が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、久喜市及びイオンリテール株式会社が、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、久喜市及びイオンリテール株式会社記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年1月25日

埼玉県久喜市下早見85番地3
久喜市
久喜市長

埼玉県越谷市南越谷一丁目2876番地1
イオンリテール株式会社
北関東カンパニー 東埼玉事業部
部長

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、缶詰(イージーオープン) 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレトペーパー、防水シート